法は、どういう現象なのか? どのような起源によって始まったのか?

| 社会に言及するのだから、規範の一種だと考えてよい。そこでまず、規範というものの社会学的性質について考え、 "社会のあるべき状態についての言明(言語的な表明)』というかたちをとっている。「あるべき」状態を規準に 法の定義を与えることにしよう。

価値判断にはならない。客観的な事実判断が成立することを言うのもそれなりにやっかいだが、客観的な価値判断のほうはもっ 的判断)の対照を思い浮かべればよい。彼によれば、この二つはまったく別々のものである。事実判断をいくら積み重ねても、 つぎにその特殊ケースとして、 規範を事実と峻別するのは、ヨーロッパの哲学・思想のじょうせきである。たとえば、カントの事実判断/価値判断(| 規範 法は、客観的な規範の典型だから、 法についてきちんと考えるのは、ヨーロッパの哲学・思想の伝統では困難な

議論を展開している。 この点で、 一歩進んだ理解を示しているのは、現代ドイツの社会学者N・ルーマンである。彼は『法社会学』(1972)で、こんな

事実と規範の違いは何か。それは、 人間の予期のあり方の違いだ、と彼は言う。予期とは、 期待とだいたい同じと考えてよ

みると、どの前提にも根拠がない。 も大丈夫だろう。 ないだろう。種をまけばやがて芽が出るだろう。この人に金を貸してもきっと返してくれるだろう。青信号になったから渡って 人間はふつう、まったく無前提に行動するわけではなくて、さまざまなことがらを予期しつつ行動している。今日は雨が降ら ……。これらは、 行為の前提となる推測である。このように前提しないと行為は成り立たないが、 したがって、前提がくつがえる(予期が外れる)ということがよく起こる。

1995-43-0/5

予期が外れた場合にどう対処するかに注目して、

ルーマンは予期を、

つぎの二種類に区別した。

②規範的予期:予期と実際の出来事が喰いちがった場合でも、予期を修正しないでもとのままに維持する。 ①認知的予期:予期と実際の出来事が喰いちがった場合には、 実際にあわせて予期を修正する。

の認識は、こうした試行錯誤の積み重ねによって、 ていれば芽が出てこないのだなあ、と認識を修正する。腐った種→芽が出ない、というのは、一種の因果関係である。因果関係 芽が出ると思って種をまいても、 芽が出ない。そんなはずはない、といくら思っても、どうしようもない。そこで、種が腐っ 認知を修正し、 認知的予期である。 より確実なものになっていく。このように予期がじゅうなん。

危ない目にあったとしても、やはり青信号で道路を渡るのが「正しい」。予期である以上、それは現実の出来事と一致してもらわ であって、外界のありよう(現実)に合わせて変化していく場合が、 規範的予期は、 一致しなくても、「間違っている」のは現実のほうである。予期を変更しないことで、 もっと頑固で、予期どおりでなくても変化しない。青信号で道路を渡っていたとき、車が来て 現実が予期どおりであ

ているということにほかならない。 ることを「要求」する ようとした。規範的予期こそが、規範の実態である。この立場からすれば、法規範も、人びとが法に関する規範的予期をそなえ ーマンはこのように考えることで、 規範という、 きわめて扱いのむずかしい問題を、 人間の観察可能な外面的行動に還元し

-これが、規範的予期のあり方なのだ。

ルーマンは、かなりよいところを突いている。予期を、認知的予期と規範的予期に区別できること。これは正しい。また規範 必ず規範的予期をともなうこと。これも正しい。 ルーマンの考えたとおりに、規範を、 人びとの規範的予期に還元できるのだろうか。 法規範が、法に関する規範的予期をともなうこと。これも正しいだろう。

予期すべき対象の側に、不動の客観的実在(たとえば、自然法則のようなもの)を想定できる。それにあわせて、 範的予期を抱くことができるのだから、 人びとが規範的予期を抱くかどうかではなくて、 一般に、それらが整合する保証はない。ここが認知的予期と違う。認知的予期の場合、 人びとの規範的予期が整合するかどうかである。 人びとは自由に規 人びとが予期の

(408 - 155)

ルーマンの議論はどうしても説明できないのである。結局、人

いちばん肝腎なのは、

という前提から出発するのである。

(橋爪大三郎の文による)

議論を組み立てる

3 —

とくに想定されていない。それゆえ、

人びとがとりあえずてんでんばらばらに抱く規範

◆(408—156)

二重傍線部①と④の漢字のよみを、平仮名で記せ。 問一・問二は解答用紙(その1)を使用

漢字に直せ。

| に入るべき最適なものを、次のアーオから選び、 記号をマークせよ。問三・問四は解答用紙(その2)を使用。

ウ

「あるであろう」

エ

「あるがままの」

「あったはずの」

オ

「あってほしい」

問四 В に入るべき最適な言葉を、次のアーオから選び、記号をマークせよ。

現

希 望

ウ

有

工

想

区 別

問五 傍線部(1)に「人間の観察可能な外面的行動に還元しようとした」とある、その「外面的行動」とは、具体的にはどういうこと

問題文中から、 それを説明しているとみられる最適の箇所を二十字以内(句読点も含める)で抜き出して、 記せ。

問六 て最適とみられるものを、 傍線部(2)で筆者は、 規範的予期の整合性の問題にふれているが、その整合性の根拠を何に求めているか。筆者の考えとし 次のアーオから選び、 記号をマークせよ。問六・問七は解答用紙(その2)を使用。

人びとは自由に規範的予期を抱くことができるからこそ、やがてそれらがひとところに収斂し、 当然のなりゆきとして

力により整合性がもたらされるのである。 規範的予期の場合、 自然法則に相当するようなものは特に想定されていないからこそ、 人びとが規則を守ろうとする努

人びとがみな「法律ではこれが正しい」と考えているから、 当然のなりゆきで、不動の客観的実在としての整合性が生ま

保証していることとなるのである。 予期というものを、 認知的予期と規範的予期に区別できること自体が、その前提として、規範的予期の整合性の存在を

人間は規範を理解できる存在であるからこそ、 人びとがそろって「法律ではこれが正しい」と考える整合性が出てくるの

(408-157)

筆者の説いている、規範的予期のあり方に該当するものを、 次のアーオから選び(一つとは限らない)、記号をマー クせ

予期が現実と一致しない場合、 予期の方を変化させて行く。

予期すべき対象の側に、不動の客観的実在を想定することが可能である。 予期が現実と一致しない場合、 現実の方が予期どおりであることを求める。

因果関係により成立している。

法に関する規範的予期をともなっている。

法は、規範的予期とは異質な、

謹

時下益 々御清栄のことと拝察申し上げます。

さて、

先日

行

15

ま l

た私

じども青

Ш

学院大学の

入学試験

に際

L ま ľ て

逆説として

0

権

カ

出 版 局

敬

なお、

問題を一

部お届け申し上げます。

御作の形姿をい

たく損ねました

段

海容の

程願い

上げます

平

成七年三月十七日

青

選抜の

性質上、

後の

御挨拶となりましたことを御了承下さい。

ここに

御報告と御

礼を

申

し上げる次第でございます。

を

玉

語

0

問題

文とし

7 用い

させていただきまし

た。

白

〒150 東京都渋谷区渋谷 4 — 4 — 25 Tel.03-409-8111 (大代表) 内線 2151 2152 03-409-8150 (直通)

♦(408—158)

1995年度 公務員

全国公開模擬試験

〈国家 I 種〉

正答と解説

教養試験 正答表

科目	No.	正答
	1	3
	2	2
文	3	4
	4	1
章	5	3
	6	2
理	7	5
	8	5
解	9	1
	10	3
	11	2
判	12	5
断	13	3
	14	3
推理	15	4
	16	2
空	17	4
工間把握	18	2
	19	4
	20	1

科目	No.	正答
数的	21	3
	22	5
	23	1
推理	24	4
理	25	2
資	26	4
料料	27	3
解	28	4
釈	29	5
191	30	3
数	31	1
学	32	3
物	33	4
理	34	5
化	35	3
学	36	1
生	37	1
物	38	2
地	39	4
学	40	4

科目	No.	正答
思	41	5
想	42	4
文学芸術	43	2
	44	2
日本史	45	5
世界史	46	3
	47	2
Tole.	48	1
地理	49	5
生	50	2
政治	51	2
	52	4
	53	4
経	54	3
浴	55	1
	56	2
社	57	3
会	58	2
事	59	4
情	60	4

[No. 1] 下の文の主旨として最も適切なものはどれか。

悪や破壊を自然における関係の変化、結合とその解体という観点から捉える見方は、悪の徹底した相対性をもたらし、また他面では恣意的な人間の自己中心性を許すようにみえるかも知れぬ。人間が自然の秩序や生態系から完全に独立し、自由であると考えられるかぎりは、そうかも知れない。

近代科学とともに、人間は自然を徹底的に対象化し、自然から概して人間にとって直接役に立つものだけを手に入れようとし、そういう方向で、自然を自己と関係づけてきた。が、人間の自然環境への働きかけがすすむにつれて、人間にとってその生存を依存する自然の秩序、つまり生態系が有限なものであることに思い知らされることになった。

人間は、自然の秩序や生態系から独立して、自己中心的に結合関係をつくることが許されなくなり、少なくとも、生存を依存する一定の生態系を前提にして考えなければならなくなった。

このように、自然を単に無限、無際限として捉えるのではなく、生態系としての地球として捉えることが特別な意味をもってくるとき、悪はその生態系全体の秩序、あるいは諸関係に対する不当な破壊として考えなければならなくなる。

- 1. 近代科学は人間に有益な自然の利用法を徹底させたが、そのために人間は自然に対して悪や破壊を繰り返し行なってきたといえる。
- 2. 恣意的な人間の自己中心性に基づいて自然と人間の関係を考えてきた人間は、今後も自然の秩序や生態系に対して相対的な態度で接するべきだ。
- 3. 人間が生存を依存する自然の生態系を考慮せねばならず、人間の自己中心性の発動である悪や破壊はもはや許されないものと考えるべきである。
- 4. 人間が生存を依存する生態系が有限なものであると思い知らされた以上、今後は人間にとって直接役立たないものをも対象化すべきである。
- 5. 自然を無限と捉えることができなくなった今日、人間はこれまでの悪や破壊を猛省し、あるがままの地球の姿を回復せねばならない。

[No. 2] 次の文の主旨に合致する考え方として最も適切なものはどれか。

西欧社会の「愛」の観念は、「人格の尊厳」と密接に結びついており、神を媒介として始まった。個人の人格の価値を認めあう関係である「愛」と、身体の関わりである「性」とを、厳密に区別する。この両者が一致する機会が「結婚」だ。 結婚は、人為的な契約であって、法律によって保護されている。

日常が、至近距離の人間関係から成り立っていると考えるなら、神は、無限遠点からそれを記述するためのフィクションである。愛と性を分離できるのは、人間を無限遠点から眺めるからだ。それは、至近な人間関係(たとえば血縁)が他者を排除して、<内>として閉じることを許さない視点である。神は、究極の外部でありながら、日常のあらゆる場面に臨在し、しかも言葉の源泉、法律の源泉でもある。このような神を仮構することで、社会は、個人を単位とする、どこまでも均質な全体に、すなわち文明に、編成されたのだ。

西欧の考え方では、結婚や家族は、こうした文明の一要素である。<内>として閉じるものでもなければ、それ以外の人間関係より「自然」とみなされてもいない。家族内での行為のルールは、家族外の一般社会のルールと、根本的に同じであるべきだとされる。

- 1. 西欧社会では、神を無限遠点におくことで、神の力が言葉の源泉・法律の源泉とはなったが、日常のルールの源泉とはならなかった。
- 2. 西欧社会では、個人の人格を相互に尊重することが基本にあり、そこから一般性 を備えた社会の骨格となる制度をもつくり出した。
- 3. 西欧社会では、血縁関係が他者を排除して閉鎖的になることを許容せず、その結果、状況依存的な社会ルールが確立された。
- 4. 西欧社会の「愛」の観念は、個人の人格と密接に関連しておらず、唯一絶対の神 を媒介としてのみ形成されてきた。
- 5. 西欧社会の人間関係は、自然発生的な個人の平等に立脚し、家庭内での行為のルールの正しさを主張して、社会のルールを形成した。

[No. 2] 正答 2

〔出典〕橋爪大三郎『現代思想はいま何を考えればよいか』(勁草書房)

筆者の主旨は、個人の尊厳を互いに承認するところに人格の尊厳の概念が成立するが、それは特定のルールを前提にしないと成り立たないのであり、西欧

の文明は神のための場所(信仰の場所)を用意するというフィクションをもう けて、社会的なルールを考え始めた、というのである。その説明として、「愛」 の観念は、「人格の尊厳」と結びつき、神を媒介として始まったと述べ、そこ から一般化し、「神を仮構することで、社会は、個人を単位とする、どこまで も均質な全体に、すなわち文明に、編成された」というのである。その結果、 西欧の考え方では、家庭内のルールも、一般社会のルールも同根である、とい うのである。以上のことをよく理解してから選択肢を検討すべきである。1は、 「日常のルールの源泉とはならなかった」というのが、筆者のいう、神が「日 常のあらゆる場面に臨在し」という表現と相容れないものである。2は、「個 人の人格を相互に尊重すること」というのが「人格の尊厳の観念」の成立にあ たり、「社会の骨格となる制度」は「社会的なルール」にあたっており、これ が主旨に合致する。3は、すべて主旨に合致しているように見えるが、「状況 依存的な」という言葉によってまったく相容れないものとなっている。この 「状況依存的な」社会ルールというのは、西欧ではなく、むしろ日本に特徴的 なものと考えられ、西欧の、家庭でも社会でも同根のルールとは程遠い。 4 は、 「愛」の観念についての記述としては正しいが、「人格の尊厳の概念」につい てはまったく言及されていないので、主旨とは程遠い。 5 は、「自然発生的な」 という表現がおかしい。「個人の平等」の考えは、神というフィクションを経 由してつくり出されたものであり、およそ「自然発生的な」ものではありえな い。よって2が妥当。